

2022 年度第 2 回愛知県再犯防止連絡協議会 書面開催要旨

1 議事

(1) 2022 年度地域再犯防止推進事業成果報告

① 寄り添い弁護士制度による社会復帰支援事業（県民安全課）

資料 1-1は 2022 年度寄り添い弁護士制度による社会復帰支援事業の概要及び 2 月末時点の実績となります。**資料 1-2**は、2023 年 2 月末時点での支援実績の詳細です。

愛知県弁護士会への委託により実施しております。

今年度は 2 月末時点で 63 件の支援を行い、入口支援が 48 件、出口支援が 15 件となりました。2021 年度実績が 35 件（2 月末時点）でしたので、その件数を越える実績となりました。なお、2019 年度から今年度まで、県の事業と並行して、事業の委託先である愛知県弁護士会でも独自に同様の事業を行っていただいておりますが、そちらの今年度実績は 2 月末時点で 54 件となっております。（2021 年度 2 月末実績：36 件）

制度の開始から 4 年目を迎え（モデル事業含め、2019 年度より実施。2020 年度はモデル事業の効果検証のため、愛知県弁護士会独自事業のみ実施。）、支援人数が増加した理由としては、弁護士の間においても制度が定着し、制度の存在が知られるとともに、その有用性が評価されたためと思われます。

② 刑務所出所等職場定着支援事業（就業促進課）

資料 2-1は、2022 年度刑務所出所者等職場定着支援事業の概要及び 2 月末時点の実績となります。

特定非営利活動法人愛知県就労支援事業者機構への委託により実施しております。

2023 年 2 月末時点で、刑務所出所者等対象者 53 名（実人数）に対し、390 回の支援を実施しています。対象者の年代別では、20～50 歳代でそれぞれ 10 名以上となっています。また、20 歳未満は 1 名、60 歳以上の対象者は 7 名となっています。

なお、協力雇用主を対象とした情報交換会議は地域ごとの 3 ブロック各 1 回開催し、対象者の雇用事例等の情報交換を行いました。愛知県就労支援連絡会議の 2 回目は 3 月 16 日に実施しました。

資料 2-2は、2023 年 2 月末時点での支援実績の詳細です。

③ 再犯防止功労者への表彰について

県民安全課では、毎年、防犯に功労のあった個人もしくは、団体の方々に、安全なまちづくり活動表彰要領に基づいて、毎年10月に行われる「安全なまちづくり愛知県民大会」にて、知事感謝状をお渡ししております。

今年度より、こちらの表彰の対象に、再犯防止に功労のあった方や団体の方々を含めるよう、**資料3**のとおり要領改正（名古屋矯正管区長及び名古屋保護観察所長を推薦者として追加）を行いました。今年度は、名古屋矯正管区長より推薦のあった愛知県弁護士会と特定非営利活動法人くらし応援ネットワーク、名古屋保護観察所長より推薦のあった豊川市更生保護女性会の3団体に、知事感謝状をお渡ししました。

④ 再犯防止推進ハンドブック及びリーフレットについて

これまで、県民安全課では再犯防止に関する広報資材がなかったことから、県民の再犯防止に対する理解を深めることを目的とし、**資料4-1**及び**資料4-2**のとおり再犯防止推進ハンドブック及びリーフレットを作成しました。御意見等、作成にあたり御協力いただき、ありがとうございました。ハンドブック・リーフレットともに、愛知県県民相談・情報センター（自治センター1階）、各県民事務所広報コーナー、西三河県民相談室、東三河県民相談室において配布しており、当課にも保護司の方など、受取希望の方が来庁されました。

2023年2月2日（木）付けで委員の皆様にもお送りしましたので、事務所窓口やイベント等で配布していただくなど、再犯防止への取組の周知にご協力くださいますようお願い致します。

(2) 2023年度地域再犯防止推進事業について

① 予算について

資料5は、2023年度地域再犯防止推進事業予算になります。来年度も引き続き、寄り添い弁護士制度による社会復帰支援事業及び刑務所出所等職場定着支援事業を行ってまいります。

② 事業内容について

資料6-1及び**資料6-2**は、寄り添い弁護士制度による社会復帰支援事業及び刑務所出所等職場定着支援事業の事業概要になります。刑務所出所等職場定着支援事業については、変更点はございませんが、寄り添い弁護士制度による社会復帰支援事業については、支援対象者要件を広げることとしました。現在の要件では、愛知県外の矯正施設（刑事施設、少年院及び少年鑑別所）を出所（院）又は退所した場合は、本事業の対象外となります。

す。しかし、女子少年院は愛知県にはなく、女子刑務所は豊橋市のみにあり、県外の矯正施設に入所するケースが多いことから、事業の対象外となってしまう場合が多くなっています。そこで、このような場合でも支援することができるよう、愛知県内の裁判所で審判・判決を受け、愛知県内に居住している又は居住予定であれば、愛知県外の矯正施設を出所（院）又は退所した場合でも、支援の対象とすることとしました。

今後もより効果的な事業となるよう関係機関と連携しながら事業を進めてまいりますので、御理解と御協力をいただきますようお願い致します。

（3）本協議会に対する御質問について

本協議会について、御質問等ございましたら、別添質問書に記載のうえ、2023年3月29日（水）までに電子メール又はファックスにて事務局まで御提出ください。